

議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

〔平成22年3月4日〕
〔条例第16号〕

改正 平成25年9月26日 条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、北播磨総合医療センター企業団議会の議員（以下「議員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬等)

第2条 議員報酬の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長 年額 20,000円
- (2) 副議長 年額 16,000円
- (3) 議員 年額 14,000円

2 前項の議員報酬は、年の途中において議員が役員に選挙され、若しくは議員がその職についたとき、又は役員若しくは議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散によりその職を離れたときは、月割（当該月の在職日数が15日未満のときは、1箇月に算定しない。）により計算した額（以下「計算額」という。）を支給する。この場合において、当該計算額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 前2項の議員報酬は、その全額を3月20日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。ただし、任期満了、辞職、失職、除名、死亡若しくは議会の解散によりその職を離れたときは、その際に、支給することができる。

(費用弁償)

第3条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、北播磨総合医療センター企業団職員の旅費に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第26号）に規定する企業長の例による。

(支給方法)

第4条 この条例に定めるもののほか、議員報酬及び費用弁償の支給方法については、企業長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成22年1月25日から適用する。

附 則（平成25年9月26日条例第15号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。